



鳥取労働局発表  
令和6年8月1日(木)

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室  
室長 中塚 隆  
室長補佐 市村 英二  
電話 0857-29-1705

鳥取県和服裁縫業最低工賃を改正決定  
～令和6年8月30日効力発生～

- ・鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定について、令和6年7月31日付け官報に公示されました。
- ・約10年ぶりの改正であり、現行の鳥取県和服裁縫業最低工賃の全ての品目の金額が改正となり、同年8月30日に効力が発生します。

鳥取県和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者

鳥取県内の区域内で和服裁縫業に係る手縫いによる仕立ての業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円(24,500円)
留めそで	絹	あわせ (比翼・グシ付き)	29,800円(27,700円)
訪問着	絹	あわせ	21,500円(20,000円)

付け下げ	絹	あわせ	18,400円(17,100円)
長着	絹	あわせ	16,500円(15,300円)
	ウール	ひとえ	9,900円(7,200円)
羽織	絹	あわせ	11,900円(11,000円)
7分コート 又は 雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円(14,000円)
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400円(8,700円)
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円(7,000円)
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円(4,000円)
		9寸しん入り	5,300円(4,900円)
袋帯	絹	しん入り	5,000円(4,600円)
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円(6,300円)

※金額欄のカッコ内は改正前（平成26年5月21日発効）の金額

#### 4 効力発生日

令和6年8月30日

#### 家内労働法（抜粋）

##### （目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

##### （工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその金額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、

委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。